



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔省 令〕

目 次

- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

(文部科学・厚生労働三)

- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令

(厚生労働一〇四)

〔告 示〕

- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示

(財務二〇〇一二〇七)

- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示

(同二〇八一二一〇)

- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第六条第二項第二号及び第三項第三号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示

(文部科学・厚生労働四)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

四 六

五 七

〔省 令〕

○文部科学省令第三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)第二条の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月七日

文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正す

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改

正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

備考 表中の「」の記載は注記である

(号外第 174 号)

領 域		教 育 内 容		時 間	数
人間と社会		人間の尊厳と自立	人間關係と「ミニユニケー ション		
合計	科目	社会の理解	人間と社会に関する選択	第一号学校 三〇以上	
二四〇		六〇以上	六〇以上	第二号等学校	
				第三号学校	

別表第四の二（第七条の二関係）

同上	のしくみ のしくみ	発達と老化の理解 認知症の理解 障害の理解	のしくみとからだ	同上
	のしくみとからだのしくみ			
		一〇〇 六〇 六〇 六〇 六〇		
		六〇 三〇 三〇 三〇 三〇		
		六〇 三〇 六〇 三〇 三〇		

	人間の尊厳と自立 社会の理解Ⅰ 社会の理解Ⅱ 介護の基本Ⅰ 介護の基本Ⅱ コミュニケーション技術 生活支援技術Ⅰ 生活支援技術Ⅱ 介護過程Ⅰ 介護過程Ⅱ 介護過程Ⅲ 発達と老化の理解Ⅰ 発達と老化の理解Ⅱ 認知症の理解Ⅰ 認知症の理解Ⅱ 障害の理解Ⅰ 障害の理解Ⅱ ここにとからだのしくみⅠ ここにとからだのしくみⅡ 医療的ケア
合	
計	

別表第四（第五条—第七条関係）

		領域	教育内容	時問	問数
科目	人間と社会	人間の尊嚴と自立 人間関係とコミュニケー ション 社会の理解 人間と社会に関する選択	第一号学校 三〇以上 三〇以上 六〇以上	第二号学校	第三号学校
合計				二四〇	
					五

三 一 この省令の施行の際現に大学に在学し、又はこの省令の施行の日から平成二十六年三月三十日までの間に大学に入学し、教育職員免許法に規定する福祉の教科について高等学校教諭の普通免許状の所要資格を得た者（次項において「免許状資格者」という）であつて、平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了したもの 当分の間

二 次の各号に掲げる者は、第八条第五号の規定の適用については、当該各号に定める間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

三 一 免許状所持者等 平成二十六年三月三十一日までの間

二 免許状所持者等であつて平成二十六年三月三十一日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（次号において「講習会」という。）の課程を修了したもの 当分の間

三 免許状資格者であつて平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了し

第六条 〔同上〕 介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置

